

## 武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会（第13回）

### 1 開会

【座長】 定刻になりましたので、武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会の第13回を始めたいと思います。

### 2 議事

#### （1）前回の振り返りについて

【座長】 最初に、前回8月8日の懇談会の議論についての振り返りです。事務局からご説明をお願いいたします。

（資料1について事務局より説明）

【座長】 このまとめについて「私の発言の趣旨が十分に反映されていない」といったようなご不満があれば、ご指摘いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### （2）平和、多様な主体との協力について

【座長】 本日は、前回の続きですが、前回の資料6の3ページ「『平和』について」という項目が残っています。

（資料6「『平和』について」事務局より説明）

【座長】 中島飛行機の製作所があった関係で、私の記憶では、たしか東京で空襲を受けた最初の例だと思います。中島飛行機を狙ってというのが第1号の空襲だったと覚えております。東京はその後昭和20年の3月10日に大空襲があり大変だったのですが、武蔵野は最初から攻撃を受けた場所で、これは多くの人々に共有されていることでありまして、世界連邦都市宣言をしたり、非核都市宣言をしたり、さらに武蔵野市平和の日を制定してきたといういきさつがあり、私は入れたほうがいいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

どういうふうに入れるかというのは、やはりこのいきさつをきちんと書いて、最低限、今言ったような戦時の空襲のときのことと、連邦都市宣言のこと、非核都市宣言のこと、それから平和の日を制定してきたといういきさつを述べた上で、その精神を書くというのが一番いいのではないかと思いますのですが、いかがなものでしょうか。

【A委員】 そのとおりだと思います。ある程度の説明を書くということで、条立てをするというよりも、やはり前文にこのことはしっかりと書き込んでいくのがいいのかなと。前文に歴史的なことを、多少の説明も加えてしっかりと述べる。私はそういうことのほうがいいのかなという感じがいたします。

【B委員】 前文か条文内に入れるかについての討論が後でされるであろうことも含めて、憲法での議論をお話しさせていただきます。日本国憲法で平和的生存権という考え方が前文に書

かれておりまして、前文に書かれている内容に裁判で争う主観的な権利規範性があるかどうかという議論があります。高裁レベルでは認められた事案はあるのですけれども、最高裁レベルではまだ認められておりません。前文は、法的拘束力のない宣言的なもので、裁判規範性もないという話になりがちなところがございます。ですから、条文に平和的生存権のような規範を入れれば、仮に武蔵野市が平和に反するような行政活動等を行うときに、市民がその条文をもとに何らかの抗議をしていく、条文を根拠に対抗策を打ち出せると考えられます。それはそうとして、座長がおっしゃるような市特有の歴史的経緯を含めて条文に盛り込むのは、できなくはないでしょうが、なかなか難しいとも感じます。従って、そういった経緯も入れるのであれば、A委員がおっしゃったような前文という雰囲気が出てしまうのですが、前文にしてしまうことで、実際の効力がなくなってしまうことの危険性も念頭に置いた上で議論を進めなくてはならないのではないかなと思います。

**【副座長】** B委員の意見に私は賛成です。なぜかといったら、平和施策の懇談会を開いて、平和の日を定めています。さらには、世界連邦都市宣言をやっています。非核都市宣言もやっています。こういう具体が出てきている以上、これを総括して具体的な条文に入れないと、個別具体的な宣言以上の権限をここで付与する、こういう具体性が出てこない。全部前文でやってしまうと、ただ単に宣言的な規定だけで終わって、ではそれがどうしたということになります。したがって、武蔵野で具体が出てくる以上、具体的な条文でやらないと、今までのやり方としての整合性がつかない。私はこう主張したいです。

特に、世界連邦都市宣言、非核都市宣言というのは、議会の議決でしたか。議会の議決であったら、これは自治体の意思です。武蔵野市の意思なのです。行政の首長の意思じゃないのです。したがって、武蔵野市は世界連邦都市宣言あるいは非核ということで、自治体の、武蔵野市の政策として決定して、もう何十年もやっていること。これを自治基本条例の中で盛り込まなければ、自治基本条例の意味がない。これをきちんと総括して表現していく。これは多少無理なこともあるかもしれないですけども、テクニク的に条文の書き方で完成できますので、それについては特にやるべき。

私は実際に空襲を受けたとき4歳だったので知っています。ここの空襲を受けたときも、大沢が空襲を受けたときも知っています。4歳で、記憶にまだ鮮明に残っているのです。逃げ回り歩いたのを覚えているのです。そういうことを二度とやってもらいたくないというのが私の主張です。ですから、ぜひ具体的な流れの中で、条文の中でやってもらいたいというのが私の主張です。

**【A委員】** 条文の中に入れるという根拠とかはよくわかりました。ただ、やはり説明も大事だと思うのです。だから、ダブルで。前文でも詳しく説明を入れていただきたい。私が望んでいるのはどちらかというところのほうで、条文で簡易的に経緯を書くのではなくて、東京で最初に空襲を受けたところだという経緯、それがあって平和の日が制定されておりますので、前文にもちゃんと書き込みをしていただきたいということでよろしくお願いします。

**【副座長】** この庁舎の下にも、まだわからない人がいっぱい眠っているはず。縦横無尽に地下街があったのです。それが爆撃でどのくらい亡くなられたかもわからない。だから、こ

この下を掘れば、確実にそういうのが出てきますし、さらには不発弾が出てきます。工事のときに不発弾が出てきたでしょう。ここは不発弾の巣なのです。その上に庁舎が建っているということを将来的にも、きちんと語り継ぐためには絶対必要です。

若い人たちはほとんど、そういう戦争の傷跡の上にこの庁舎が建っているなんていうことは知らない。グリーンパークとかこの一帯が全部そうだった。ここは実はアメリカンスクールだった。その後、接収されて、アメリカンスクールの跡地に庁舎が建ったのです。具体的には市職員は知っているだろうけれども、これに対して本当にどれだけの人間が知っているかというのは、やっぱり語り継いでいくためにも、具体的な条文の中で明確にした上で、武蔵野市の平和の日を受け継いでもらいたい。その具体的な根拠になるようなものにしてもらいたいというのが私の主張ですね。

【C委員】 私も、中島飛行機と空爆のときからの歴史を踏まえて、武蔵野市が平和の日の制定まで着実に運動とか勉強を重ねてきたことは、すごく大事なことだと思うので、何かの形で入れられたらいいと思っていました。歴史的なことなので前文で説明するのかなという気もしていたのですが、今日、後のほうに出てくる国際交流も、平和に寄与するまちづくりということで始まったと思うのです。そういう活動のきっかけにもなっていることだと思うので、何かうまい形で条例に盛り込めたらいいなと思っています。

【D委員】 私も、A委員と同じように、ダブルで。やはり説明はすごく重要なところですし、これが条文だけだと、やはりどこにでもあるような条文にしか見えないと思いますので、前文のほうで説明を入れて、条文で、平和に関することをしっかりと書いていくことが重要かと思っております。

国際交流のところについてはC委員とも話をしていたのですが、平和の日条例のところを見ても、「国際相互理解を推進し」と書いてありますし、やはり関連してくるところはあると思いますので、そういった視点でこの後の交流というところも議論ができればいいのかなと思っております。

【B委員】 国際ということに関連してですが、資料7の4ページ、17の「平和」で多治見市のところが、かなり卓見した書き方だと思いました。37条3項で、「国際的な人道上の条約に基づき行動しなければなりません」というところです。日本はいろいろな条約に批准をしているけれども、それに適合していないような行動を多々しており、しかもその条約に基づいた訴訟が起きて、条約に触れもしない判決がでてくるような状況にあります。武蔵野市が今まで培ってきた国際的な活動を踏まえて、日本政府が批准している条約の内容をも自治体が遵守していくのだということも書いていくというのは重要なことではないかなと思いました。

【副座長】 外交というのは、憲法上ももしかしたら国の特権、あるいは国が任されている、こういう位置づけをする人もいるかもしれませんが、実は自治体も平和外交ができるという考え方が当然あって、私もその考え方にくみしています。自治体も実は平和外交を持っているのです。例えば、外国との交流は、自治体同士の交流です。これは自治体における平和外交です。もちろん、前文で書くことを反対はしないのですけれども、自治体にも平和外交あるいは平和

を通じての外交があることを、具体的な条文の中に、自治基本条例という流れの中で明確に位置づけていただきたいというのが私の主張です。

【座長】 だんだん議論が熟してきて、当初は前文に書くとか条文に書くとかいう議論があったのですが、両方で触れようという意見に固まってきていると思うので、歴史的な経緯のようなことは前文できちんと触れる。条文に入れるところは、世界連邦都市宣言をしていること、非核都市宣言をしていること、武蔵野市平和の日というものを制定していることについて、それを継承していくという趣旨で、その狙いをきちんと条文の中に入れるというので皆さんの意見がほぼまとまっていると思うのです。

そこへもう1つ、国際的な人道上の条約という問題とか、人権の問題とか、国際交流との関係で、人種差別とか民族差別とか、そういう差別をしてはならないということ、これが平和の基礎でもあるわけなので、そういうことも触れるべきだというご意見が出てきました。これは、平和のことについての条文の中に一緒に入れるのか、それとも、「平和」の次に「多様な主体との協力」という主題がありまして、この中には国際交流のようなことも出てきます。国際的な友好都市との関係というものも出てくる。その国際交流と人権の問題は、平和に関する条文と別の条文にしたほうが、むしろ書きやすいかもしれない気がしますので、これはペンディングにして、平和については前文と条文の両方で触れるという理解にさせていただきます。

その次の「多様な主体との協力」のところについて議論していただいて、その中でうまく入れられるのだったら入れよう、こういう考えでいかがでしょうか。

それでは、その次の「多様な主体との協力」についての説明をしてください。

(資料6「多様な主体との協力について」事務局より説明)

【副座長】 「多様な主体との協力」の「主体」はそれぞれあるのですが、全部、主体によって目的が違うのです。どういうふうこれを総論的にまとめるかというのは、条文的には非常に難しいという気がしないでもないですね。

もう1つは、例えば「他の自治体」です。現在やっている四市行政連絡協議会と9つの市町村、この目的は全然違うのです。4市との協力は公共施設の共同利用が入っていて、これを主体にしてやった。9つの市町村というのは、一時期はやった姉妹都市です。姉妹都市には、富山県南砺市や安曇野市、川上村などがありますが、これは一定の縁があったところと交流をして、子どもたちが田舎暮らしなどの非日常の体験をする。広い意味では観光とかを目指している部分があるのかなということで、どうしてもここの9市町村でなければいけないという理由はないわけです。同じ流れの中でも、近隣の4つの自治体と9市町村の他の自治体の協力は、まず目的が全然違います。

同時に「他の自治体」というのは、国あるいは東京都との協力。一部、国も東京都も重なるところはあるかもしれないけれども、基本的には全然違います。武蔵野はほとんど東京都なんか相手にしなくてもいいみたいな、財政的にそういう雰囲気を持っています。ほかの市町村は、県を通じないと何もできない。こういうことになってくるから、他市がやっているからといって、武蔵野が同じような項目で入れていいかどうかというのは検討の余地があるかな。

あとは、国際交流ですね。国際交流は何を目的としているのか。先ほど言った、平和でやっ

ているのか、あるいは差別でやってくるのか、こういう流れの中で違ってくる。これをどう論点整理するかというのは、なかなか大変な作業になってきますね。したがって、先ほども先生が言われたように、国際社会を平和外交でやるのか、どういう位置づけでやるのか。ここにも論点があるのですけれども、一応問題提起だけです。

【E委員】 先ほどの平和についての議論を聞きながら考えていたのですが、ここで言っている国際交流あるいは都市間交流の中で、副座長のほうから、近隣の広域連携の話と、離れた友好都市とは目的が違うというお話をいただきました。それはそのとおりだと思います。

一方で、自治基本条例の中に平和のことを書くというのは、武蔵野をどういうまちにしていきたいのかということを経済の歴史を踏まえて書き込む話だと思うのです。国内の友好都市との付き合いも、都市は単立できない、自分たちだけでは成り立たない、だから地方とお互いを補い合わなくてはいけないという議論があって、そこからスタートしておりますので、ある意味武蔵野らしさということで、何らかの書き方もできるかもしれない、こんなふうに思っております。

国際交流についても同じように、武蔵野をどういうまちにしていくのか。世界に開かれたまちという言い方、あるいは多文化共生という言い方もしますけれども、いろいろな文化あるいはいろいろな考え方、多様性を受け入れられるまちにしていくという観点から、国際交流の意味も出てくるのかな。今、そんなふうに考えました。どういう条文にするのかは、まだ何も言えませんが、そういう考え方で臨みたいと思います。

【D委員】 交流の部分については条文にどう入れるかというのはすごく難しいと思うのですが、以前、友好市町村や姉妹都市の数を多摩 26 市で見たときに武蔵野市が一番多くて、武蔵野市には交流事業課という部署があるかと思います。都内でも「交流」という言葉が入っている課は武蔵野だけだと聞いたこともありまして、そういった意味で、交流という部分はこれまでもかなり重視してこられたと思いますし、私自身も市民交流ツアーで遠野市や大崎上島町や酒田市などに行っているのですが、そういったところで市民同士の交流もできて、今もつながっています。それが青空市、桜まつりでもお手伝いとか、そんな交流にもつながっているのです。こういった部分をどう書くのかということはあるのですが、他市にはない交流が今も続いているのではないかと思いますので、それを何かしらの形でぜひ入れられるといいなというのが個人的な希望です。

【F委員】 先ほど副座長から友好都市についてご説明がありまして、そのとおりなのですが、とりわけ最近国内の交流都市との関係では、災害時の支援という非常に大きな実効性があります。かつては、確かに田舎暮らしとか観光とかという要素が強かったのですが、今は現実的には、災害時にどうやって協力できるか、お互いに支援し合うかという、国を通して、あるいは県を通してという形ではなく、直にお互いに支援できる、そういう意味では非常に有効な手段だと思いますので、それを書き込むかどうかは別としましても、友好都市との関係というのは、そういう現代的な価値がある。それを踏まえて書いていきたいと思っています。

【座長】 私はそれに賛成です。私個人の意見としては、1つは、ここにもある四市行政連絡

協議会でやっているような典型的なものは、広域連携ですね。公共施設の共同利用みたいなもので、大都市圏周辺の武蔵野あるいは三鷹のようなベッドタウンにほぼ共通の課題になってくると思うのですが、それぞれの自治体で全施設をそろえるのは無理になってくる可能性が非常に高いです。施設の老朽化がありますし、更新していくことに非常にお金がかかりますし、人口もだんだん減っていくという状況で、それが非常に難しくなりますから、幾つかの市で、図書館についてはどこを中心にしよう、体育施設についてはどこのものをみんなが使おうとか、そういう負担を分散していく協力が必要になると思っていますので、これからそういうことがますます必要になる課題だと思うのです。その観点から、周辺自治体との協力というものをぜひ入れてほしいというのが1つです。

それから、武蔵野の、地方と大都会との連携というのがあった。交流人口の問題ですね。武蔵野の子どもからいえば、農村や農業、自然の山、海を経験するという、武蔵野でできないことを経験する機会という交流になりますし、田舎の子どもたちからすれば、都会へ出てきて、都会で経験する。そういう交流が全国的に、双方にとって重要だと思いますので、そのことにも触れてほしいと思います。

そして、武蔵野で今まで形の上であまりやっていないとか整えていないのが、災害のときの救助です。実際には、やっていらっしゃいますよ。歴代の市長は、阪神・淡路で地震が起こったときには救援を出していますし、東日本大震災でも救援の職員を出していますし、お互いにやっているのですが、日本の場合は災害列島ですから、これから南海地震だの東海地震だの、いろいろなことが言われていまして、首都直下型地震もあります。そういうことが起こったら、ものすごく重要なことになるのです。ですから、災害時の相互救援という問題について、ちゃんと新しく書いてほしいというのが私の希望です。

海外交流の問題はまた別です。それも日本の社会がどう進むかは、非常に不確定なところがありますけれども、傾向としては、今以上に海外の人口が日本に入ってくるようになるのは避けられないことだと思っています。そのときに友好的に受け入れられるというコミュニティをつくらなくてはいけないですね。その課題というものも書き込んでいただきたいなと思います。

**【C委員】** 国際交流ということであれば、外に向かっていく、青少年の交流とかブラショフとの関係とかもあるのですが、主に国際交流協会で行っているというご紹介がありましたように、地域で外国人の住民をどう受け入れるかというのも大きな課題だと思います。それをやってきて、仲良くなるというのは簡単な言葉なのですが、その人たちが、能力とか文化、そういうものを伝え合っ、お互いにいいものを学び合っ、よく言われる共生という言葉を使うかどうかは別にしても、そういう社会をつくるというのが、やはり平和につながりますし、今、戦争の原因や結果として、文化や宗教や民族の対立とか排斥があります。これからもそういう問題は起こってくるかもしれませんし、地域から開かれた場所にしていくというのはすごく大事なことだと思います。何かの形で訴えられればよいなと思います。

**【副座長】** 今言われたとおりですけれども、例えば国際交流となると、大きく分けて2つの流れがあります。1つが平和から見た国際交流なのか、もう1つは友好という流れの中から見た国際交流なのか。先ほどの論点の、平和のところを中心に国際交流をやるのか、それとも友好も含めてやるのか、こういう議論があろうと思いますね。

他の自治体というのは、平和というよりむしろ友好、それから施設の共同利用。実際に、夏のプールは、練馬区と西東京市に隣接していますから、半分以上は練馬、西東京の人が利用して、武蔵野市民のほうが少ないはず。そういう面では、ある意味では友好になっているのでは。こういう位置づけです。もう1つ、公共施設利用のガイドマップがあるでしょう。私が担当していたころは共通の地図がなかったのです。都市計画図の5万分の1の地図はあった。都市計画図をそれぞれ合わせていくと、細かい地図になっていく。もっと倍率のいい地図はないか。交流は、地図づくりから始めたのです。お互いに合わせていったことによって、どこにどういう施設があるか、マップの中に落とすことができるのです。例えばここにプールがあったら、西東京はこの近所にはプールをつくらなくても奥につくろうとか、お互いの、共同利用することによる利益があったからやっているのです。

今度、国と都の部分にあっては、対等とか自治だとか独立だとか、こういう視点の位置づけになってくるはずですね。地方自治を主張する、地方分権を主張するという流れの中でやってきた。何を言いたいのかというと、「多様な主体との協力について」という一くくりの中でやれるかどうか。技術的に難しいというのが私の主張です。

**【座長】** 今までの意見はほとんどそうなっています。項目はこうなっていますが、分解して書くより仕方がないのでは、ということだと思います。国際交流の問題について、友好という観点と平和という観点に分ける、そこまで分けなくてもいいのではないかと。

**【副座長】** 分けなくてもいいです。

**【A委員】** これは、市民同士の友好関係を築くことで平和活動につなげていくことに目的があるのでは。

ハバロフスクの少年たちがこちらに来られると、正副議長でお迎えをします。ホストファミリーの方々とともにパーティーなどにも呼んでいただくのです。国同士の関係ですと、例えば私どもは大韓民国とも中国とも交流事業をやっておりますけれども、国同士だと、首脳が変わったときとか、なかなか難しい問題が今も発生しております。市民交流はそういうのがないところが非常によく、子どもたちはものすごく仲良くなって、お互い、行き来をしています。こういう活動、そういう彼らを見ていると、彼らが大人になったときに、これは必ず平和への一途になるのだろうなということを感じています。それはやはり友好関係を築いた上での平和活動につながっているのだろうと私はいつも思っておりますので、何か特別に書いていただくといいかなと思っています。

**【G委員】** 補足というわけではないのですが、僕も両方の側面があると思っています。先ほど副座長が言われたとおり、平和という観点と友好という観点。友好の中にどんなものがあるかをさっきからずっと考えていたのですけれども、実際に今やっているのが、人的な交流であるとか文化交流であるとか。経済交流は海外の場合は特にないのですけれども、文化交流とかそちらの視点でかなり大きいかなと。特に、文化、風習が違えば生活形態が全然違いますので、青少年が中心になっていますが、そういった交流がされていくことで、最終的に平和につながっていくということはあると思うのです。

ただ、平和という切り口と、人的なさまざまな交流という部分とを両方、分けて条文化してもいいのかなと私は個人的に思っているのです。平和という目的からすれば、さまざまな捉え方があると思うので、それは1つの条項として成り立つと思っていますし、逆に国際交流を平和だけということに限定してしまうと、狭い交流になってしまうのかな。そういう意味では、幅広の交流ということ、その中でとりわけ国内の交流とは違う側面を持っているのが平和につながる交流だと考えると、平和という部分でも触れて、多様な協力関係といった部分でも触れていってもいいのではないのかな。個人的にはそんなふうに考えています。

**【E委員】** 今の平和と友好という話の根っこにあるのは、私は平和の希求だろうと思います。国内の都市間交流は別として、国際交流を武蔵野市がいろいろやってきたのは、いろいろ交流を重ねていくことが当然、相互理解につながって、それは長い目で見ると、世界の平和にもつながっていく。そういうものだと思いますので、条文中で書いたときには区別の必要があるのかもしませんが、武蔵野がやっている国際交流は、友好と平和に分けられるようなものではないのではと考えます。

**【座長】** 意見が分かれてきましたね。私はどちらかというところ、一本にしたほうがよいかと思うのですが、分けて書くと、かえって難しいかなという気はします。

**【F委員】** 私も一本のほうがいいと思っております。平和というのを特段取り出すと、国家がやるときの平和は、武力行使をしないことが大前提という大きな話になって、自治体のやる平和は、あくまで日常の交流とか友好関係を通じて、戦争しない、そういう状態に持っていくことだと思いますので、あまり平和だけ取り上げてしまうと、国家の平和との誤解といいますか、役割の違いが規定しづらいと思います。私は日常の友好関係を通じた平和を希求するというのが自治体としての平和政策かなという気がします。

**【座長】** 私が海外を旅行して一番痛切に感じていることは、北欧諸国を回ったときに、中でもスウェーデンですけれども、図書館が非常に充実しているのです。自治体の図書館の分館的なものが結構密度濃くまちの中に置かれているのですが、そういう図書館に入っていくと、新聞コーナーがものすごく充実している。それに感心するのです。新聞コーナーに非常にとくさんの外国新聞が並んでいるのですね。そこに読みに来ている人がたくさんいる。こんなに外国の新聞を読む人たちがいるのかと質問しました。これはスウェーデンの人たち自身が読みに来ているのか、外から来ている人たちがこれを読みに来ているのかと言ったら、両方だと言うのです。確かに、外国から入ってきている人たちがいますから、その人たちが自分の母国語の新聞を読みに図書館へ来ているというのと、スウェーデン人が外国の新聞を読んでいるというのと、半々ぐらいだと言われまして、なるほどと思った。

「スウェーデン人が英語、フランス語、何語とさまざまなものを読んでいて、それだけ読める人がいるというのは、どういうことですか」と言ったら、もともと北欧の人たちは、アメリカなりオーストラリアなり、どこへでもどんどん移住しているのです。海外に移民がたくさんいるので、外国に暮らしている親戚、兄弟姉妹という人たちが、それぞれの国にいらっしゃるわけです。その人たちがどう暮らしているかなと思うと、その国に関心が向いて、もともと

完全に国際化しているわけです。ですから、各種の国々の新聞がそこにそろっていて、それをみんな読む人たちがいる。そういう国際化の状況を見たのです。

私はそれを痛切に感じて、日本はまだそこまでいっていないのですけれども、自分の大学でさえ、外国からの留学生が大学院やら何やらに来ているのですが、その人たちの国の新聞を大学の各学部・研究科の図書館が揃えてあげていないという問題があったのです。これがものすごく気になり出しましてね。中国の新聞をもっと増やそう、韓国の新聞も複数にしようとか、だんだん新聞を増やしたのですけれども、これは留学生に大歓迎されましたね。ここで読める、自分の国の新聞をいつも来る大学で読めるということに非常に感謝されたのですが、武蔵野の図書館もそういう機能を持つべきだ。どのくらいの人が武蔵野に来ているかわかりませんが、特に日本の自治体でも、このごろはブラジル系の人がたくさん入っているとか、いろいろな町がありますね。そういうところの図書館は、そういう国の新聞をとってあげなくてはいけないのではないかと思うのです。そういうことをみんなが配慮するようにならないといけないと思っているので、武蔵野の図書館は、そういうことを考えてほしいなと私は思っています。

**【副座長】** 平成5年に TAMA らいふをやりました。TAMA らいふは、明治に地方自治ができ上がって 100 年目に、東京都が行った地方自治 100 周年の記念行事です。そのときに私は企画課長で担当したのです。当時、自治省の人から「アフリカのブルンジから太鼓たたきを呼んだので、おたくでやってくれないか」ということになって、急遽実行委員会を開いた。そのときに、いろんなチラシをまいたのですが、私が一番心配したのは、日本ではあまり有名ではなかったルワンダの内戦です。ブルンジとルワンダはつながっています。新聞各社のうち何社かが、内戦で疫病が発生してルワンダとブルンジを含めて 1 日 1 万人が亡くなっていると報じた。その中で日本は太鼓たたきのフェスティバルをやって、なんて能天気な国だと国際的に批判されるかな、こういうことを危惧しながらこのイベントを組んだのです。そのアフリカのドラムフェスティバルの日をアフリカ週間とした。新聞の取材にも応じたりして、こういう趣旨でやるのだと、徹底的に報道した。公会堂に 1000 人以上入って、80 万円ぐらいの収入があり、ルワンダに全部寄附しました。そうしたら、アジア・アフリカ協会から武蔵野は表彰されたのです。向こうでは戦争で、直接、日本あるいは武蔵野の平和ではないです。友好です。この視点でやって、当時は新聞でも結構大きく出た。これは、私は国際交流の中の友好だと、いまだに確信しています。

**【B 委員】** 議論の主題から外れるかと思ってずっと遠慮していたのですが、今の太鼓の演奏というのは友好を目指した文化交流の一面もあると思いますし、また、先ほど G 委員のほうから、経済的な交流は今までなかったというお話もありました。この経済的な交流に関して言えば、今、移民問題ではさまざまな弊害などもささやかれていますけれども、EU、かつての EC などにおいては、経済的資源をどこの国が所有するのかということがヨーロッパでの紛争の主たる原因だったという意識から、経済活動に関してはヨーロッパ全体を一つの経済市場にし、経済活動での交流をどんどん深めていくことが結局は平和への道に繋がるのだとの信念があった。その信念が第二次世界大戦以降のヨーロッパ社会を先導してきて、実際にこれが成功したわけです。あそこまで歴史上、戦火の絶えなかったヨーロッパが、少なくとも EU 地域においては戦争をしない国々になってきているという状況にあるわけです。

確かに、経済的な国際交流というのは、島国の日本では難しい部分はあるかもしれませんが、国家間交流だけに限定するわけではなく、自治体間交流も含めて、例えば田舎と都会との自治体間の関係では、観光もあるかもしれない。あるいは、災害が起きて、都市が機能しなくなってしまうときには、田舎のほうに避難するなど、かつての疎開という形のようなこともありえると思うのです。けれども、例えばエネルギー政策という形で、武蔵野市のクリーンセンターが電力を供給するのは武蔵野市内に限定しているということを見聞いたしました。このような自治体が生み出すエネルギーという経済分野でもさまざまな自治体との交流はできないのかなと考えました。

地理上の制約もありますので、武蔵野市内で何らかの再生可能エネルギーを生成させることは難しいとも思います。都会のほうは田舎より比較的電力等を必要とするとの観点から、経済交流の一つのあり方として、自然に恵まれた自治体で作られた再生エネルギーなどを、武蔵野市に運んで来て消費するということが今後は検討していく価値はあるのではないのでしょうか。国策と分類されることの多かったエネルギー政策ですが、先の平和外交等と同様に、自治体が先導することで、原発等のさまざまな問題に対して1つの指針を示せるのではないかと思います。ここまでの市政能力を持つ武蔵野市で、そのような形でのエネルギー活動が展開できれば、すばらしいのではないのでしょうか。

議論からは外れた形になってしまいましたけれども、一意見として申し上げさせていただきます。

**【座長】** あまり意見は違ってないと思うのですが、この中で議論が出ていないのは国とか都という問題です。このことについて何か書く必要があるのでしょうか。私は書かなくてもいいような気がしているのですけどもね。

書くとすれば、国の通達にただただ従うような行政はやめてと書きたくなる。分権時代ですから。それから、都との関係でいえば、こっちは基礎自治体だ、これが優先だと書くことになるかもしれませんが、あえてそう書かなくてもいいのではないかと。そんなことは当然、武蔵野はやっているというのでよくはないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**【E委員】** 今、座長がおっしゃったのは、まさに地方分権の中で大きな役割を果たしてこられて、そういうお考えで当然なのかなとも思いますが、正直申し上げますと、例えばこの武蔵野市においても、職員の中で、2000年ころの大きな地方分権の流れが少し薄まっているとか、その当時に比べると職員の意識が弱くなってきているのではないかと心配なところがあります。そういうことから、この自治基本条例の中にも、対等性という言葉がいいのか、基礎的自治体の優位性がいいのか、書き方は別として、国や都との関係について、市の職員の自覚を促す効果もあるのではないかと思いますので、何かの形で書くことには意味があると思います。

**【座長】** だんだん忘れられているというか、そういうことを考えていなくなったというのは武蔵野市の職員だけではないです。国の役人から全部そうです。20年も経つと、役所の中でさえ伝承がなされていない。旧自治省、今は総務省の一部ですが、その中でさえ痛切にそう思っているのです。今の人たちに受け継がれていないという感じを持っているというので、そう

か、20年経っただけでそうになってしまうかと思っているのですが、書くならそういうことです。対等だということを改めて書くか、武蔵野は基礎自治体だという誇りを述べるということでしょうけれど、書いたほうが良いとおっしゃるのなら、書くことに全然反対はしません。

【D委員】 E委員にお伺いしたいのが、意識が薄れてきたというのは、国や都の下に市がある、そういう関係性だという意識に戻ってきているということですか。

【E委員】 必ずしも国や都の下という意識ではないと思います。しかし、長い間そういう関係だったものを、分権改革の中で、これではだめだというふうに変革してきたのですが、そういうことへの意識が薄れてきたかなということですか。

例えで申し上げますと、国や都から権限が「おりてきた」という言い方が当たり前になるのです。分権改革以前は上下の関係が当たり前だったから、そういう言葉を自然に使っていたのですが、よくよく考えてみると、今そういう言葉は使わないようにしていくべきではないかと。対等な関係であれば、権限を「移す」、「移譲する」という言い方があるわけです。そういう話を職員に時々するのですが、その意味から、意識が薄れてきたかなという心配があると申し上げたのです。

【D委員】 職員の方がどういった意識でいらっしゃるのかわからないのですが、ここにある自治体の事例は、2000年に近い時期につくられたもので、だからこそこういった言葉が出てきたのかなと思うのです。私としては、これはあえて書かないでも、これが普通になっているということを前提にここで議論ができるというなと思っていたのですけれども、今のお話を伺っていると、あえて書くというのも、やはり1つの手かなと思うのです。ただ、希望としては、ないのが当たり前になってほしい。基本的には、ないほうが良いと思っています。

【G委員】 我々も含めてここにいる人は基礎自治体だとか都だとか国の関係性をある程度理解されている中での議論になっていると思うのですが、市民レベルだと、やはり国があって、都があって自治体がある、そんな意識は抜けていないと思います。市でやっていることにしても、国がやれと言うのも変ですけど、国からおりてきたものだから市がやっているという認識をされている人も、中にはいらっしゃるし、それは国がやることだから、都がやることだからと。そういう問題ではないだろう。当然、この基礎自治体、武蔵野市の中で抱えている課題はどんどん東京都に上げ、国に上げ、これを解決していかなければいけない、そういう立場にある。でも、これは都がやってくれないから、国がやってくれないから、そういう上から下に流れてくるような意識は市民の中でまだまだ残っていると思うのです。ここにあえて書くことで、そうじゃないと。自治基本条例ですから、自治というのはこういうことだということを1つアピールする意味では、入れておいてもいいのかなと。

ただ、さっきD委員のおっしゃったとおり、それは当たり前のことだということで共通の認識としてオーソライズされるのであれば、それは別に書く必要もないのでしょうかけれども、あえて書くことで、そういった部分を市民の中にもきちんと理解してもらおう。そういう意味では、入れてもいいのかな、そんなふうには思います。

【副座長】 先ほどE委員が権限移譲と言ったけれども、「委譲」が地方分権の正式な言葉です。私の論文は「移譲」で統一しています。したがって、時々私の論文を見て、おまえの論文は正式な用語じゃないと言われるのですが、待ってましたと食いついて反論をするのです。わざと「移譲」を使っているのです。移し取ってきた歴史なのです。そういう面で見ると、ある程度、宣言的にも、国と市の関係を条文の中にきちんと明確に入れておいて、自治を守る、自治を武蔵野から発信する、こういうことをここで改めて宣言してもらいたいというのが私の主張です。

前に我々がやっていたころは、議員さんも、武蔵野が自治を守らないでどこが守るんだ、武蔵野は金持ちだからどこにも遠慮する必要はないと言って、自民党の人たちから共産党系、公明党系、こういう人たち全てが自治を主張したのです。そうだ、そうだと武蔵野の自治がナンバーワンで引っ張ってきた。そのDNAを受け継いで、座長が今回の分権改革を成就させたとは私は見ている。歴史的にはね。武蔵野が地方分権の出発点です。我々もそういう意識でやっていたのです。そういう点で、ぜひ入れてもらいたい。

【座長】 私が入れる必要ないと言ってはいけないということになりますね。

「移譲」という言葉を書き続けているとおっしゃいましたが、それは今や総務省もそう書きます。ほかの省庁がなかなかそろわないです。まだ「委譲」を使う。これが昔からの使い方だった。その意識を変えようというので、「移譲」に変えてきている。その点は、私も全てそちらで書きますよ。

それでは、国とか都の関係は要る、書くという意見のほうが多いですから、書くことにしましょう。趣旨は、そういうような趣旨で書くということでまとめたいと思います。

### (3) 議会と議員活動の原則について

【座長】 それでは、もう1つ大きな議題がありますので、次に進ませていただきますが、「議会と議員活動の原則について」です。今回の資料2の説明をお願いいたします。

(資料2について事務局より説明)

【座長】 それでは、資料2の1ページの問題から、まず議論したいと思います。

議会で審議していらっしゃる議会基本条例と、ここで議論している自治基本条例の関係をどうするかということについては、この懇談会でも繰り返し議論がなされてきました。なるべく一体化をしたいという話はあったのですが、全部一本にするのかというとそうではなくて、議会のみにかかわるようなことは議会基本条例で定めて一向に差し支えないのではないかと。しかし、ほかのことにかかわるようなことは、なるべく自治基本条例の中に規定すべきであるという意見が大体主流を占めていたと思います。3「論点に対する考え方の選択肢」の中で言うと、ア、イ、ウとありますが、イ「自治基本条例の中には、議会に関する重要なエッセンスのみを入れ、議会独自の細かい規定については議会基本条例に委ねる」というのが、多くの方々理解してきた線ではないかと思うのです。

ただ、厳密には、この「議会に関する重要なエッセンス」という言い方がいいのかというと、どうもそうではなくて、議会単独にかかわることは議会基本条例でいいのだけでも、議会と市

長との関係の問題とか、市長でなくても教育委員会等を含めて議会と執行機関との関係とか、議会と監査委員の関係とか、議会と市民との関係といったこと、よその主体と関係してくるところをどうするのかという問題は、自治基本条例全部にかかわる話なので、自治基本条例の中にできるだけ取り込む。そうではなくて、議会単独の問題のことは議会基本条例で詳細を決めていただければいいのではないかと。こういう理解でいけば、ほぼそろうのではないと思うのですが、大きな考え方としてそれでよろしいでしょうか。中身はこれから問題になるのですが。

【副座長】 もちろん、中身はこれから問題になるのですが、2、3ページにもかかわってきますが、ここで議論してもらいたいのは、議会に関する事項、議員に関する事項、大きく分けて2つあります。2ページ以降になりますので、それを頭の中に入れながら、議会なのか、議員の問題なのか、これをどこまでこの条例の中に盛り込むのが適切かということも関連させながら議論していただけたらと思います。

【座長】 まず、議会の会期の問題がありますね。定例会と臨時会という仕組みがあります。今は地方自治法も改正されてきて、通年制の議会もやろうと思えば可能になってきているのですが、会期の問題は執行機関と議会の双方にかかわる問題です。ですから、会期をどうするかに関連した問題は、自治基本条例の中に条文を置いてほしい、こう思うということが1つあります。

その次に、本会議というのは、市長が招集するものになるのですが、武蔵野に限りませんが、武蔵野市議会は全員協議会を結構頻繁に活用してやっていらっしゃる。ところが、この全員協議会というのは、議長が招集するものです。ここは性格が非常に違うわけで、従来の慣行をそのまま維持するとすれば、全員協議会は議長が招集するということをはっきりとお書きになることが必要になります。ただ、全員協議会も、市長以下、執行機関の人たちも部課長も、そこに出席するのが慣例になっています。それは出席要求をするというのが通常で、特別な場合を除けば、出席してもらおうということもはっきりと書いておかなければいけないという問題があります。本会議であり、全員協議会であり、あるいは常任委員会の審議である。普通の市議会はそうしていないと思います。本会議には市長以下が出席しますが、常任委員会の審議には市長が出てこないところが多いと思います。しかし武蔵野は慣例的に市長が出てきていらっしゃるわけです。非常に丁寧な対応をしていらっしゃるのですが、それが続けられ、執行機関側もそれで異存がないというのなら、委員会審議でも出席要求するということを原則にしていくと書いていくことになると思うんです。ここに載っていないような、どうしても書かなくてはいけない大事なことがたくさんあると私は思っています。そのことをまず確認してほしいということです。

【副座長】 議員さんが2人来ていますので補足してもらおうといいのですがけれども、私のほうから、議会の流れを私の知っている範囲でご説明します。まず、市長のほうで議案を決めて、本会議前に、議決すべき事項の案ということで、首長が議会の議長のほうに議案を送付します。それに伴って、議決してくれと、本会議を市長が招集する。それを受けて、議員さんが議会に来ます。

議会に来たときに最初にやるのが、会期の決定です。議案に対して、どこでどういうふうに

審議するか、あるいはどういう常任委員会で審議するか、こういうのは議会運営委員会で決めていきます。さらに、請願、陳情もあります。これは議長に対する請願、陳情ですから、本会議にかける。議案を各委員会に付託をして、さらには陳情、請願も委員会に付託する。

初日が始まると、まず、一般質問があります。一般質問は、市長の市政に対する考え方を議員が聞く。これは全般的な質問で、全員がやらなくて、通告者がやる。通告者はどういう内容を質問するかと執行部側が取材をかける。取材に応じてもらわないと、首長側は何を答弁していいかわからない。こういうのも入れるかどうかという話になってきます。

取材をかけて、一般質問をやります。一般質問が終わった後に、議案が出てきて、議案がもめてくると、各派で代表者会議みたいなのを開きながら、どういうふうにするか、さらには、議会運営委員会を開いて、今後これをどうするのか。最後、決まらなかったら、議会運営委員会あたりで本会議が終わっても継続で審議しようかとやる。委員会付託して、審査して、最終日に本会議にかけて、それを最終的に議決なり採択する。継続するものは継続する。継続したものについては、なお閉会中も審議を行うものとする。閉会中も各常任委員会で審議をやっていきます。これは閉会中であっても、議会審議と同じですから、議員活動でないはずで、議会活動です。こういう全体的な流れを踏まえて議論していかないと、どこをどういうふうに、というのは首長との関係もかなりあります。

もし私の言っているのが違っていたら、訂正してもらい、あるいは補足してもらおうとありがたいです。

**【A委員】** 1点だけ。議案や陳情の継続審査を決めるのは、議運ではなくて、付託された各常任委員会です。

**【副座長】** 付託されたらですね。

**【座長】** そういう一連の手続のことはきちんと条文化しなくてははいけません、自治基本条例のほうでやるべきですと。

**【副座長】** それから、先ほど座長が言ったように、全員協議会でやる方法と行政報告でやる方法の2通りがあるのですが、これは実はルールが全然決まっています。全員協議会は、市長が議長に対して「全員協議会を開いてくれないか」と言って、招集は議長のはずです。議長主催でやっているはずで、本会議は首長の招集ですけれども。

それから、首長が本会議で行政報告をする。あるいは委員会で行政報告をする場合もあるのかな。そうすると、何が行政報告で、何が全員協議会マターなのか。このルールは多分ないと思いますが、この取り扱いをめぐって過去の経験で何かあったら教えていただきたいです。

**【G委員】** 今出ていた行政報告というのは、確かに明確な規定は特になくて、行政側から出される報告全般を総称しているのではないかと。そんな認識をしています。

報告される内容も、例えば現在、市で行っている事業の途中経過であるとか、計画段階であれば、その計画が今どんな進行状況にあつて、今後どういう展開を見せるのかとか、途中経過のようなものが多かったです。あとは何か事件事故が起こったときの対応だとか、そうい

ったものに対するもの、分類するとさまざまあると思います。報告は基本、公ですけれども、プライバシーにかかわることであるとか、特に刑事事件みたいなことであると、例えば捜査段階にあるので現状はまだ表に出せませんけれども前段として議会にも知っておいていただきたいという内容であるとか、さまざま種類があるので、一概にそれをひっくるめて行政報告として扱うのは、さまざまな問題も出てくるのかな。ただ、行政報告もなかなかされていない自治体が多いと聞いているのですけれども、武蔵野は現状ではそういったことを1つ1つ議会のほうに、比較的丁寧に報告していただいている。議会総体としても、そういう認識を持っています。議会基本条例の議論の中でも、今まで本当に丁寧にやっていたので、これが崩されないような裏づけとなる条例文になればいいのではないだろうかということで、根拠づけを考えている、今そんな状況になっています。

【副座長】 たしかそうですけれども、行政報告は本会議中ですか。あるいは本会議以外ですか。どこの場で報告しているのですか。本会議中だと、会議公開の原則ですから、議事録も、こういう報告があったときちゃんと載せなくてはいけないのです。したがって、本会議以前の、開会に先立って報告しているはずですが、そういうのをルール化するのはしないのか。あるいは本会議中にやるのか。実際にどういう位置づけになっているのですか。

【G委員】 現状の運用では、本会議での行政報告はほとんどなくて、会期中です。定例議会の会期中に、所管している各委員会で報告をされるというのが通例で、ほぼそういう形でやられているかと。正式な委員会でやっていますので、全部会議録をとっています。

あと、代表者会で報告される場合もありますのですけれども、それらについても、要録だけはきちんと残してある。先ほど言ったようなプライバシーだとかそういったものに関することについては、非公開のような扱いになるのですけれども、例えば代表者会の懇談会であるとか、常任委員会の懇談会であるとか、内々での打ち合わせと言ったらいいのかどうかですけれども、あまり公開されないような形での報告というケースもまれにあるという状況になっています。

【副座長】 それのルール化は可能ですか。考えられるのは、本会議中に休憩するなり、本会議に先立って、全員の前で報告する。あるいは委員会です。今言ったように、代表者会議です。幾つかのパターンがあるわけでしょう。それらはきちんとルール化できるのですか。あるいは、しないほうがいいのですか。

【G委員】 あえてルール化してしまうと、逆に狭まるというか固定化してしまって、だったらやらなくてもいいみたいな、これは該当しないからやりません、といった、かえって足かせになってしまう危険もあるのかな、そんな認識はあるのですけれども。

【E委員】 行政報告のルール化はできないのかというお話については、今、G委員もおっしゃいましたけれども、あまりカチッと決めると、例外的なものが出てきたときにやりにくくなるのではないかなと思いますので、条例で決めるというのはなかなか難しいのではないかと感じております。

この自治基本条例で何を定めるかというのは、初めに座長のおっしゃった、例えば自治法と

の関係で会期のことを条例でどう書けるか、この議論は必要だと思います。また、全体として市長と議会との関係で、市長の側は、議会に対してもちゃんと説明責任を果たして、積極的に情報を出すべきだし、議会側も、必要に応じて情報を出せと求めることができるのか、そういう相互の関係は、原則を書く必要があるのではないかなと考えています。

さっきの話で、全員協議会のことは確かに、どこかで書いておかないと、位置づけがはっきりしない会議になるのかなと思いました。議会基本条例の中で位置づけると議会側がお考えなのか、現状はよくわかりませんが、やっぱり何らかの形で書く必要があるのだろうなど。それに付随して、市長や説明員を出席させるのかどうかとか、そういうことぐらいまでが今回、条例を考えていくときに必要になるのかなと思います。

**【副座長】** 行政側からすれば、そんな面倒くさいことはなるべくやりたくないですよ。したがって、議会のほうで主導しなきゃいけないです。行政報告を求めることができるのか、全員協議会で報告させて協議することができるのか。

それから、全員協議会とは何かという位置づけもされていない。これは非常に中途半端で、議決するわけでもないし、話を一応伺ったというだけで、首長側は議会に話を通したことになってしまうのです。議決をしたと同じような雰囲気を持って、議会を通した、認めてもらったみたいな雰囲気。ルール化できないのかと言ったのは、その意味でルール化できないのかということなのですが、私はむしろこの自治基本条例でやるよりも、議会基本条例の中で、議会独自の権限として、武蔵野方式でどこまでできるのか。ほかはこういうのはあまり具体的に規定していないので、これを規定してくると、多分武蔵野独自の条例になってくると思います。今まで議会ではどういう方向で議論をされているのかをお伺いしたい。

**【G委員】** 議会基本条例の中ではこの点についてさんざん議論がありました。基本的に、今は行政のほうである程度判断をして報告をしてくるものと、議会側からも、行政報告を求めて、それに対して対応してもらおうという趣旨で、一応条文は入れているところです。

実はずっと議論をしていく中で、先ほどもありましたけれども、議決をするような話ではないのでそこで何が決まるというものではない。現状の行政の事業の進捗だとかそういったものが報告されるだけなので、それに対して、いいも悪いも、それぞれの議員さんが意見を言うことはできたとしても、それはだめだということでは差し止めるだとか、そういったことにはつながっていかないだろう。そうなってくると、市長が持っている執行権の侵害にならないような形での審議というのも当然必要になってくる。今やっている事業に対して行政報告がありました、それはだめだということで議員が全体でまとまって、その事業を差し止めるということは、果たして可能なのかどうかということも当然考えなければいけないし、そういったさまざまな議論がある。ただ、一定程度きちんと報告してもらおうような形はつくっておかなければいけないだろう。これも今までは行政のほうから出してもらっていたけれども、議会のほうからもしっかり求めていくべきだということで、議論は一定程度まとまっている状況です。

**【副座長】** 全員協議会のルール化は可能ですか。一般の報告と全員協議会の協議内容と。

**【G委員】** 内容までのルール化がどこまでできるか、まだ疑問なところはあるのです。特に、

さきほどの行政報告もそうですが、報告を求める内容について、いろいろあったのです。特に、市政に関する重要な案件とかという表現になってしまうのです。重要な案件のボーダーはどこで引けるかというところもありまして、その判断は、最終的には議長が決めるのか、あるいは代表者会議等々で、この問題については全員協議会でやらしてもらえないかとか、そういった意見が出てくれば、当然それを議論して、その場を設定する。その設定は議長が行う。今はそのような運用になっているのですが、例えば1つ1つの案件までのルール化は、非常に困難なのかな、そんな認識を持っています。

**【副座長】** 今言ったように、議会運営委員会だとか、そのほかに会派代表者会議という議会内部の、議案だとか、どう審議していこうか、審議の前提となる委員会にはどんなものがあるか、どういう役割で、何をしていくか、こういうルールはあるのか。あるいは、規則なり条例なりが決まっていて、区分けがきちんとあるのか。例えば、行政だったら、事務分掌規程で、何課が何をするとバシッと決まっています。事務専決規程で、係長はこれだけの責任、部長はこれだけの責任、副市長はこれだけの責任と縦、横が明確です。誰の責任というのは、追いかけていけば、職員だったら個人に特定できるのです。

しかし議会だったら、事務分掌ではないけれども、何をどこでどう審議して、どうやっていくかというルールづけは、今まで慣習でやっていたと思う。それをこの機会に。私は、自治基本条例は、議会も含めて議会改革条例であり、行政改革条例だと位置づけたいのです。そうすると、この際、議会も根本的に、組織なりやり方なりを見直すという位置づけで、わけのわからない会議をどんどんつくって、住民にますますわかりづらくするような内容であっては困る。せめて大枠ぐらいは決めてもらいたい。これは自治基本条例でなくても、議会基本条例の中で決めてもらいたいという希望があるのです。

**【G委員】** 各会議体の設置根拠であるとか位置づけだとかは、議会基本条例の中でも今、鋭意やっているところです。法的に決まっていない任意の会議というのは、今おっしゃられた会派代表者会議というものと、全員協議会、議会広報委員会、いわゆる議会だよりをつくっている委員会があります。

**【副座長】** 広報規程はないですか。議会広報発行規程があるでしょう。あそこの中で委員会があるはずですが。法律ではない。

**【G委員】** 法律上のものではなくて、任意の委員会という意味では、その3つしかないのです。今までそういった部分では根拠がなかった。特に、議会広報委員会というのは、今まで議会だよりだけでしたけれども、これだけインターネットだとかそういったものが発展してきていますので、現状だと本会議、予算、決算の特別委員会はインターネット中継をやっていても、常任委員会はされていない。あと、フェイスブックだとかさまざまなSNSを活用した議会からの発信といったものも、そこでやっていくべきだろうと。ただ、もともとはそういったものがなかった時代に、議会広報委員会ですっとやってきていましたので、今後やる内容もそうですし、当然、お金に絡んでくるものでもありますし、そういった部分の扱いだとかはきちんと決めていこうという動きをしているところです。ルール化はしようということです。

【F委員】 経験から。議会のことなので、執行部側としてはあまり口を出せない話なのですが、全員協議会の意義、意味がはっきりしていないのが一番大きいかな。

本来全員協議会というのは、議員間同士の議論を進めるべき場に、執行部はその参考として出ていくようなものという意味だったと思うのですが、今は本会議あるいは常任委員会でやりにくいことを全員協議会で説明し、ご意見を頂戴する。ただし、それもあくまで意見を頂戴するだけで、結果としては最終的に予算の議決権とか条例の議決権とかというところに持っていく形なのです。その意味では、全員協議会をどういう意味でやるのかという確認は、もう一度必要かなと私は思っています。

実際のところは、どういう形でやるかということ、私も何回か全員協議会でお願いをしておりますけれども、委員会あるいは予算委員会でもめて、その場ではおさまらないので、各常任委員だけではなく、ほかの議員さんも発言を求められるようなケースのときに、これは全員協議会をお願いして、その場で議員さん全員からご発言いただけるようにしていきたい、そういう内容で全員協議会を求めることもありますので、この際、意義づけをきちんとしていければなと思っています。

【座長】 私は、長期計画の策定とか調整計画の策定を、委員長としても委員としても何度かしたのですが、こういうふうに考えていますと、繰り返し、最終案になるまでに全員協議会で議会の方々と何度も議論をするわけです。あれはその都度一日がかりでやっていたわけなのですが、全協でやっているのは、意見を言いたい議員さんがいる限り続くという方式です。習慣で、何となくそう決まっていたから、それでずっとやってきたのですが、全員協議会でやるというのはどこかに書いてあるのですか。ないですよ。慣習でしょう。しかし、武蔵野のこの計画行政をやるとき、あれが一番重要な手続です。それを何で全員協議会という場でやるのかということは、ちゃんと決めていただいたほうがいいですよ。

【副座長】 私は議会事務局調査係で実務を7年やっていたので、議会のことは詳しいです。

実際に、私がまだ若いころに全員協議会があると、こんなのは事前審議だ、ふざけるなどと言って首長側から議会の会派を回り歩いて、「反対しろ」なんて反対してもらって、潰したことがあります。そういう面で見ますと、全員協議会というのは事前審議的に使われる。

今、座長が言ったのは、長期計画・基本構想です。基本構想は議決です。長期計画になると、行政計画ですから、議決はないのです。したがって、議決の部分と議決でない部分があるから、ちょうど谷間だから、全員協議会でやって、ある程度の道筋をつけて、団体計画である基本構想を議決する。事務的には、こういう使い勝手をしていたのが昔のやり方です。それを言うておきます。

【E委員】 補足をさせていただきますと、長期計画や調整計画では、市長と議員、議会ということではなくて、策定委員会の先生方と議員さんとの意見交換という位置づけでやっておりましたし、今もやっております。これは、根拠規定のようなものはないのですが、その都度、例えば第五期長期計画をつくるに当たっては、こういう方針でやりたいというのを市長の側から議会にもご相談して、合意の上で今も続けているやり方です。

【A委員】 これは相当前の議論でもお話ししたのですが、自治法が変わって、今は長期計画自体を議決するようになった。全員協議会をすることがいいのかどうかは、今、お話を伺いながら、なるほどと思った次第でございます。

【座長】 かつては基本構想部分だけが議決事件で、長期計画そのものは市長に策定権がある。そういう位置づけの中で、ああいう慣行が始まったのですが、今度は長期計画そのものが議決事件になって、議会が決めることに変えているわけです。

【E委員】 条例で決めました。

【座長】 そうなっているわけでしょう。しかし、あのままの方式でいいのかということになるわけで、いいならいいね。あれは市長との関係ではない。策定委員会という独特なものが、市民参加機関が出てきて、議員と意見交換をするわけですから、非常に特殊ですが、それならそれで、それはこういう理由でこうしますということをはっきり決めていただかないと、動かないのではないか。

【副座長】 ルールが決まっていなかったために、武蔵野は本会議で座長に答弁させているとあって、全国的に話題になった。そうではなかったのだけどもね。策定委員長として全員協議会でやりとりしたのが、本会議で職員が答えなくて委員が答えていると言って、全国の研修会で職員として私はかなりばかにされたことがあります。それは違うとさんざん言った。そういう面で、ちょうどルールの谷間的なものがあって、策定委員会委員と議員、さらには首長が立ち会っていた。答弁は実際に委員とやり合ったりしたけれども、首長も立ち会っていましたね。行政も立ち会っていましたね。そういう面で、事前審議という形式になる可能性があるということで、私が議会にいたときには反対をしていましたね。

【座長】 ここは非常に重要なことがあるので、議会と市長との関係についてとか、議員の自由討議についてというテーマは次回まで続けさせていただくということによろしいでしょうか。

それでは、きょうはここまでで議論をとめさせていただきます。次回の日程等について事務局からご説明をお願いいたします。

【企画調整課長】 次回は9月21日（木曜日）の19時から、8階811会議室になります。9月以降の日程調整については、皆様にメールでご連絡させていただきます。その日程は次回までに決めさせていただきたいと思っております。

【座長】 今日は長い時間、お疲れさまでございました。

午後9時2分 閉会